平成２８年（フ）第４４２号
東京都八王子市石川町1923番地４
債務者　大浦　仁身
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上村　　剛
4　破産債権の届出期間　平成28年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月26日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４４３号
東京都八王子市石川町1923番地４
債務者　大浦　利江
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上村　　剛
4　破産債権の届出期間　平成28年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月26日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４４４号
東京都八王子市大和田町３丁目20番15号水車館505号
債務者　大浦　　巧
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上村　　剛
4　破産債権の届出期間　平成28年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月26日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１４３号
静岡県浜松市北区引佐町井伊谷1887番地の４コーポ井伊谷201号
債務者　山田　篤志
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹羽　聡子
4　破産債権の届出期間　平成28年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月27日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
兵庫県豊岡市日高町夏栗535番地
債務者　辻田　利久
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　武之
4　破産債権の届出期間　平成28年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午後４時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第５４号
鳥取県鳥取市佐治町刈地236番地１、旧住所鳥取県鳥取市桂見657番地58
債務者　小林　善男
1　決定年月日時　平成28年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人西川総合法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成28年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月２日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５号
秋田県由利本荘市石脇字田尻野33番地47
債務者　伊豆　晃一
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　重剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第１８号
福島県いわき市植田町横町36番地の１
債務者　市川　仁志
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅田　貴博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第３３８号
大津市今堅田２丁目６番14号　スカイハイツ橋井Ａ棟202号
債務者　テーラーアダチこと　足立　誠二
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋口　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月26日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２００号
大阪府泉佐野市上瓦屋338番地の８、住民票上の住所大阪府堺市堺区熊野町西２丁１番11―204号（住民票上の前住所）大阪府泉佐野市長滝1108番地の１―202
債務者　岩井田　麗（旧姓稲次）
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬まやな
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１９０号
広島市東区温品４丁目19―30、住民票上の住所広島市南区南大河町14番10―21号
債務者　墓信　愛子
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲田　誠一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９５号
広島市南区南大河町14番10―21号
債務者　墓信　愛壽
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲田　誠一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０９号
高知市重倉1596番地144
債務者　福家　**教**雄
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本澤　友彬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午前９時40分
5　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第６２号
福岡県久留米市花畑２丁目17番地２　プレアール花畑202号、住民票上の住所北九州市小倉南区沼緑町２丁目１番３号
債務者　森光　宏樹
1　決定年月日時　平成28年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三溝　直喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月25日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第９９号
福岡県久留米市城島町西青木494番地９
債務者　仁田原久子
1　決定年月日時　平成28年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牛島　加代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部